

東京都市大学大学院学則

令和3年4月

東京都市大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、工学並びに環境情報学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(構成)

第2条 本大学院に、次の研究科を置く。

総合理工学研究科

環境情報学研究科

2 両研究科に博士課程を置き、前期2年及び後期3年の課程に区分する。

(研究科の人材養成および教育研究上の目的)

第3条 第1条を実現するため、各研究科の人材の養成および教育研究上の目的を次のとおり定める。

2 総合理工学研究科は、理工学に関する高度な理論と実践力を修得し、学際的視野を持って、科学技術に立脚した社会貢献が出来る人材を養成することを目的とする。

3 環境情報学研究科は、環境と情報に関わる科学や人と技術の関係について、また、これらに関連する人間活動の本質を探求するとともに、社会における実践・研究・教育に携われる人材を養成することを目的とする。

(課程の人材養成および教育研究上の目的)

第3条の2 各課程の人材の養成および教育研究上の目的を次のとおり定める。

2 総合理工学研究科において、博士前期課程は、高い専門学力と語学力・情報活用能力を活かし、社会構造の変化に迅速に対応できる幅広い応用力と実践力を身に付け、課題を解決できる技術者・研究者を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端的な知識と技術を駆使し社会ニーズを意識しながら、着実に課題を解決するとともに新しい領域を開拓できる研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

3 環境情報学研究科において、博士前期課程は、環境と情報に関わる科学や人と技術の関係について、学際性に注目した研究課題に取り組みつつ、構成力・論理力・表現力などの社会における実践において必要とされる能力を身に付けた人材を養成することを目的とする。博士後期課程は、環境や情報に関する学際的な研究を深化させ、また、関連する領域における研究や教育に携われる人材を養成することを目的とする。

(専攻及び課程)

第4条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程名
総合理工学研究科	機械専攻	博士前期課程
	電気・化学専攻	
	共同原子力専攻	
	自然科学専攻	
	建築・都市専攻	
	情報専攻	
	環境情報学専攻	
環境情報学研究科	都市生活学専攻	博士後期課程

(収容定員)

第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻	60	120	8	24	
	電気・化学専攻	66	132	8	24	
	共同原子力専攻	15	30	4	12	
	自然科学専攻	15	30	2	6	
	建築・都市専攻	54	108	8	24	
	情報専攻	66	132	8	24	
計		276	552	38	114	
環境情報学研究科	環境情報学専攻	20	40	2	6	
	都市生活学専攻	6	12	2	6	
	計	26	52	4	12	
合 計		302	604	42	126	

※ 早稲田大学との共同原子力専攻の入学定員および収容定員の合計は、博士前期課程の入学定員30名、収容定員60名、博士後期課程の入学定員8名、収容定員24名とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 修業年限は、博士前期課程にあっては2年とし、博士後期課程にあっては、博士前期課程を修了したのち3年とする。ただし、博士前期課程において優れた業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。また、博士後期課程において優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて3年以上の在学で足りるものとする。

- 2 第32条第2項第2号から第7号までに規定する入学資格により博士後期課程に入学した者の修業年限は3年とする。ただし、在学期間において優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。
- 3 本大学院には、博士前期課程にあっては4年を超えて、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することができない。

第2章 教員組織

(研究科長)

第7条 本大学院に、総合理工学研究科長及び環境情報学研究科長を置く。

- 2 総合理工学研究科長及び環境情報学研究科長に関する規程は、別に定める。

(教員)

第8条 本大学院における教員は、本大学に所属する教授、准教授、講師及び助教とする。

- 2 教員の資格基準、資格審査及び教員組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 研究科委員会及び大学協議会

(研究科委員会)

第9条 本大学院に、総合理工学研究科委員会及び環境情報学研究科委員会を置く。

- 2 各研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 3 各研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(大学協議会)

第9条の2 学長の求めに応じ、本大学院の運営に関する重要事項は、東京都市大学学則第12条に定める大学協議会において審議するものとする。

(審議事項)

第10条 研究科委員会は、学長が次に掲げる当該研究科に係わる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聞くことが必要であると認めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位)

第11条 各研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修上の要件)

第12条 学生は、博士前期課程にあっては30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 前項の規定において、各専攻で修士論文の提出に代えて特定課題研究報告書の提出を認められた者にあっては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験を受けなければならない。
- 3 博士後期課程にあっては24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあっては必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第12条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修科目)

第13条 学生は、入学の際、履修しようとする主要科目を選定しなければならない。

- 2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第14条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に定める免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	(教科)
総合理工学研究科	機械専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	(技術) (工業)
	電気・化学専攻	高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	(理科) (工業)
	共同原子力専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	(理科) (理科)
	自然科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	(理科) (理科)
	建築・都市専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	情報専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)

- 3 教科及び教職に関する科目の履修方法は、別に定める。

(科目の履修届出)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに事務局に届け出なければならない。

(他の科目的履修)

第16条 指導教授が必要と認めた場合には、博士前期課程にあっては、博士前期課程の授業科目のほか、本大学学部の授業科目を指定して履修させることができる。

2 他の研究科における授業科目を履修し、修得した単位のうち、指導教授が教育上有益と認めた場合、15単位を超えない範囲で認定することができる。

3 他の大学院（外国の大学院を含む）における授業科目を科目履修し修得した単位のうち、指導教授が教育上有益と認めた場合、前項と合わせて15単位を超えない範囲で認定することができる。

4 指導教授が必要と認めた場合には、博士後期課程にあっては、博士前期課程の授業科目を指定して履修させることができる。

(既修得単位)

第16条の2 指導教授が教育上有益と認めた場合は、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）の科目において修得した単位（科目等履修生で修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で認定することが出来る。

2 前項により認定した単位数と前条第2項及び第3項により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第5章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の授与)

第17条 履修した授業科目の単位は、当該授業科目の試験に合格した者に対して、第11条の定めるところによりこれを与える。

2 単位の計算方法は、大学設置基準第21条の定めるところによる。

(科目試験)

第18条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

(受験資格)

第19条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規程に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績の評価)

第20条 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文主題・特定課題研究主題と研究計画)

第21条 学生は、博士前期課程にあっては1年以上在学し、博士後期課程にあっては2年以上在学して、学位論文の主題及びその研究計画を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第12条第2項により特定課題研究報告書の提出を認められた者にあっては、1年以上在学した上で、特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第6条第1項、第2項のただし書きに規定する該当者にあっては、適宜学位論文又は特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書の提出)

第22条 学位論文は、修士の論文若しくは特定課題研究報告書正編1部及び写2部又は博士の論文正編1部及び写4部を作成し、当該指導教授及び研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(審査委員会)

第23条 審査委員会は、学位論文・特定課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教授のほか、博士前期課程にあっては、研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる当該専攻の教員2名以上、博士後期課程にあっては、同3名以上の委員をもって構成する。ただし、委員1名については、必要に応じ他専攻所属の研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる教員に代えることができる。
- 3 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教授が主査となる。
- 4 主査以外の審査委員会の委員は、研究科委員会の議を経て学長が指名する。
- 5 博士後期課程にあっては、第2項に定める論文指導教授以外の委員1名については、同項の規定にかかわらず必要に応じ学外者に委嘱することができる。

(学位授与の可否決定)

第24条 学位を授与するか否かの決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了及び学位の授与)

第25条 博士前期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士前期課程における履修上の要件を充たし、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

- 2 本大学学位規程の定めるところにより授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野)
総合理工学研究科	機械専攻	修士(工学)
	電気・化学専攻	修士(工学)
	共同原子力専攻	修士(工学)※
	自然科学専攻	修士(理学)
	建築・都市専攻	修士(工学)
	情報専攻	修士(工学)
環境情報学研究科	環境情報学専攻	修士(環境情報学)
	都市生活学専攻	修士(都市生活学)

※共同原子力専攻を修了した者には、修士(理学)の学位を授与する場合がある。

(博士後期課程の修了及び学位の授与)

第26条 博士後期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士後期課程における履修上の要件を充たし、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

- 2 本大学学位規程の定めるところにより授与する博士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野)
総合理工学研究科	機械専攻	博士(工学)
	電気・化学専攻	博士(工学)
	共同原子力専攻	博士(工学)※
	自然科学専攻	博士(理学)
	建築・都市専攻	博士(工学)
	情報専攻	博士(工学)
環境情報学研究科	環境情報学専攻	博士(環境情報学)
	都市生活学専攻	博士(都市生活学)

※共同原子力専攻を修了した者には、博士(理学)の学位を授与する場合がある。

- 3 前項に規定するもののほか、本大学院が適当と認めた場合には、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(論文提出による学位の授与)

第27条 本大学院博士後期課程を経ない者にも、本大学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。授与する博士の学位は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第7章 学年及び休業

(学年)

第28条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第29条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第30条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本大学の創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ、研究科委員会の議を経て、臨時に前項各号に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第8章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、第29条に規定する前学期又は後学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本大学院の博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他本大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第33条 入学を志望する者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学者を定める。

- 2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第35条 入学を許可された者は、所定の期日までに、別に定める入学手続きを完了しなければならない。

- 2 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(休学)

第36条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して2年を超えることはできない。
- 3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。
- 4 休学期間は、在学年数に含めない。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

- 2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。
- 3 前項により退学した者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者
 - (2) 第6条第3項に定める在学年限に及んでなお修了できない者
- 2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(再入学)

第39条 やむを得ない事由で退学した者が再入学を願い出したときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。ただし第42条に規定する懲戒により退学した者については、再入学は許可しない。

(転入学)

第40条 他の大学院学生が、本大学院に転学を願い出したときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(授賞)

第41条 学生で人物及び学業が優秀な者には、授賞することがある。

(懲戒)

第42条 学生で本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第43条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表に定める。

- 2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。
- 4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

(授業料等の減免)

第43条の2 入学金及び授業料は、学力・人物ともに優秀な学生に対し減免することがある。

- 2 入学金及び授業料の減免に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究生及び先行履修生

(外国人留学生)

第44条 第32条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学院博士前期課程の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の授業及び研究に支障のない範囲内で、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(履修料)

第46条 科目等履修生は、別表に定める入学検定料、入学金及び履修料を納めなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第47条 科目等履修生で、履修した科目の試験に合格した者には、第17条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(研究生)

第48条 修士の学位を授与された者で本大学院において研究を行うことを希望するものがあるときは、学生の指導及び研究に支障のない範囲において、選考の上、博士前期課程の研究生として在学を許可することができる。研究生は、本大学院の指定する教授等の指導を受けるものとする。

- 2 研究生は、別表に定める入学金及び授業料を納めなければならない。

(特別聴講学生)

第49条 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別聴講学生として本大学院の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項については別に定める。

(特別研究生)

第49条の2 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別研究生として本大学院の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

- 2 特別研究生に関して必要な事項については別に定める。

(先行履修生)

第49条の3 大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することができる者を、先行履修生という。

- 2 行先履修生に関して必要な事項については別に定める。

(規定の準用)

第50条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほかは、一般学生の規定を準用する。

付 則（令和2年2月21日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第2条、第3条の2、第4条、第5条、第6条、第12条、第16条、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条、第38条、第45条、第48条、第49条の3、第11条別表1、第43条別表2））。
- 2 環境情報学研究科都市生活学専攻博士後期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、令和3年度は2名、令和4年度は4名とする。

付 則（令和3年2月16日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、第36条、第37条及び第38条の変更を除き従前どおりとする（一部変更（第16条、第16条の2、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第49条の3、第11条別表1））。

別表 1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第11条）

1-1 総合理工学研究科 教育課程表

1-1① 総合理工学研究科教育課程表 博士後期課程

1-1② 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 総合教養科目および総合基礎科目

1-1③ 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 専門基礎科目および専門科目

1-2 環境情報学研究科 教育課程表

1-2① 環境情報学研究科教育課程表 博士後期課程

1-2② 環境情報学研究科教育課程表 博士前期課程 領域および必修科目

1-2③ 環境情報学研究科教育課程表 博士前期課程 授業科目

別表1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第11条）

1-1 総合理工学研究科 教育課程表

1-1① 総合理工学研究科教育課程表 博士後期課程

専攻名	科目区分	必修科目名	年次及び単位数			
			3年次	4年次	5年次	計
機械	講究	機械講究Ⅰ	4			4
		機械講究Ⅱ	4			4
	研究	機械特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		機械特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		機械特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		機械特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
電気・化学	講究	電気・化学講究Ⅰ	4			4
		電気・化学講究Ⅱ	4			4
	研究	電気・化学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		電気・化学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		電気・化学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		電気・化学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
自然科学	講究	自然科学講究Ⅰ	4			4
		自然科学講究Ⅱ	4			4
	研究	自然科学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		自然科学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		自然科学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		自然科学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
建築・都市	講究	建築・都市講究Ⅰ	4			4
		建築・都市講究Ⅱ	4			4
	研究	建築・都市特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		建築・都市特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		建築・都市特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		建築・都市特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
情報	講究	情報講究Ⅰ	4			4
		情報講究Ⅱ	4			4
	研究	情報特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		情報特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		情報特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		情報特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4

専攻名	研究指導科目
	(第3年次～第5年次)
共同原子力	原子力システム工学特殊研究
	原子力安全工学特殊研究
	放射線計測工学特殊研究
	放射線応用工学特殊研究

注:共同原子力専攻博士後期課程では単位制による科目の授業は行わない。

1-1② 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 総合教養科目および総合基礎科目

区分	授業科目名	必選 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
総合教養科目	技術英語演習 I		1		1	
	技術英語演習 II		1		1	
	英語プレゼンテーション技法		1		1	
	エネルギー環境工学特論		2		2	
	研究の作法		2		2	
	インターナシップ		2		2	
	環境保全技術特論		2		2	
	国際技術経営特論		2		2	
	技術と知的財産権		2		2	
	特別講義(教養 I)		2		2	
総合基礎科目	偏微分方程式論		2		2	
	離散数学特論		2		2	
	解析幾何学特論		2		2	
	統計解析特論		2		2	
	数学解析特論		2		2	
	応用数值解析特論		2		2	
	量子力学特論 I		2		2	
	量子力学特論 II		2		2	
	分析化学特論		2		2	
	化学反応特論		2		2	
	統計力学特論		2		2	
	特別講義(基礎 I)		1		1	
	特別講義(基礎 II)		1		1	

※共同原子力専攻にあっては、総合教養科目および総合基礎科目の修得単位を修了要件に算入しない。

1-1③ 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 専門基礎科目および専門科目

○印:必修科目

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
機械専攻	専門基礎	機械工学基礎特論	2		2	
		電子計測工学特論	2		2	
	材料力学特論		2		2	
	機械材料学特論		2		2	
	流体力学特論		2		2	
	流体工学特論		2		2	
	内燃機関工学特論		2		2	
	熱工学特論		2		2	
	機械制御特論		2		2	
	強度工学特論		2		2	
	機械振動学特論		2		2	
	新素材工学特論		2		2	
	表面処理特論		2		2	
	切削加工学特論		2		2	
	デジタル制御特論		2		2	
	システム制御特論		2		2	
	破壊力学特論		2		2	
	強度評価学特論		2		2	
	宇宙環境計測特論		2		2	
	伝熱工学特論		2		2	
	ロボティクス特論		2		2	
	Advanced Robotics		2		2	
	システム設計工学特論		2		2	
	宇宙構造工学特論		2		2	
	数値熱流体工学特論		2		2	
	機械システム工学事例研究		1		1	
	特別講義(機械Ⅰ)		2		2	
	特別講義(機械Ⅱ)		2		2	
	機械実習Ⅰ	○	2		2	
	機械実習Ⅱ	○	2		2	
	機械特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	機械特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※機械実習Ⅰ、機械実習Ⅱ、機械特別研究Ⅰ及び機械特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教授の指導のもとを行う。

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
専門基礎科目	電気回路特論		2		2	
	電気磁気学特論		2		2	
	先端デバイス特論		2		2	
	電気機器特論		2		2	
	電力エネルギー特論		2		2	
	生体医工学基礎特論		2		2	
	臨床器械工学特論		2		2	
	生体計測工学特論		2		2	
	ナノバイオデバイス工学特論		2		2	
	医用電子工学特論		2		2	
	応用電気化学特論		2		2	
	有機材料化学特論		2		2	
	先端X線分析特論		2		2	
	無機材料プロセス学特論		2		2	
電気・化学専攻	ナノエレクトロニクス特論		2		2	
	計算電子工学特論		2		2	
	パワーエレクトロニクス特論		2		2	
	電気機械安全特論		2		2	
	電力システム工学特論		2		2	
	プラズマ応用工学特論		2		2	
	電気生理学特論		2		2	
	外科治療学特論		2		2	
	生体材料工学特論		2		2	
	結晶化学特論		2		2	
	コロイド化学特論		2		2	
	機能性高分子材料学特論		2		2	
	生体分子機能化学特論		2		2	
	反応設計化学特論		2		2	
	反応プロセス工学特論		2		2	
	分子性材料設計特論		2		2	

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
電気・化学専攻 専門科目	ことづくりとひとづくり特論		2		2	
	グローバルことづくり戦略特論		2		2	
	ゲームチェンジ特論		2		2	
	交通とまちづくり特論		2		2	
	スマートコミュニティ特論		2		2	
	IoT計測通信制御特論		2		2	
	IoT応用とセキュリティ特論		2		2	
	VR・CGコンテンツ制作特論		2		2	
	原子力政策・応用特論		2		2	
	ことづくり特別講義		2		2	
	SDGs特論		2		2	
	技術者倫理特論		2		2	
	特別講義(電気・化学Ⅰ)		2		2	
	特別講義(電気・化学Ⅱ)		2		2	
	特別講義(電気・化学Ⅲ)		2		2	
	電気・化学実習Ⅰ	○	2		2	
	電気・化学実習Ⅱ	○	2		2	
	電気・化学特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	電気・化学特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※電気・化学実習Ⅰ、電気・化学実習Ⅱ、電気・化学特別研究Ⅰ及び電気・化学特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教授の指導のもとを行う。

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
共同原子力専攻	原子炉物理学特論		2		2	
	原子炉設計学特論		2		2	
	原子炉核工学特論		2		2	
	原子力安全工学特論		2		2	
	原子力耐震工学特論		2		2	
	原子力耐震安全工学特論		2		2	
	原子炉構造力学特論		2		2	
	原子炉熱流動学特論 I		2		2	
	原子炉熱流動学特論 II		2		2	
	原子力材料・燃料工学特論		2		2	
	核融合炉学特論		2		2	
	放射化学特論		2		2	
	核燃料サイクル工学特論		2		2	
	放射線計測特論		2		2	
	原子炉計測特論		2		2	
	放射線情報処理特論		2		2	
	加速器学特論		2		2	
	放射線管理・医学生物学特論		2		2	
	原子力関連法規・原子力危機管理学特論		2		2	
	エネルギー政策学特論		2		2	
	安全人間工学		2		2	
	原子力プラント工学・プラント制御特論		2		2	
	原子力耐震安全・リスク工学特論		2		2	
	原子力特別実験		2		2	
	原子炉特別実験		2		2	
	原子炉実習		2		2	
	加速器実習		2		2	
	原子力システム工学演習 I	○	1		1	
	原子力安全工学演習 I	○	1		1	
	放射線計測工学演習 I	○	1		1	
	放射線応用工学演習 I	○	1		1	
	原子力社会学演習 I	○	1		1	
	原子力システム工学演習 II	○	(1)	1	1	
	原子力安全工学演習 II	○	(1)	1	1	
	放射線計測工学演習 II	○	(1)	1	1	
	放射線応用工学演習 II	○	(1)	1	1	
	原子力社会学演習 II	○	(1)	1	1	
	原子力システム工学特別研究	○	(8)	8	8	
	原子力安全工学特別研究	○	(8)	8	8	
	放射線計測工学特別研究	○	(8)	8	8	
	放射線応用工学特別研究	○	(8)	8	8	
	原子力社会学特別研究	○	(8)	8	8	

※共同原子力専攻の各演習 I・演習 II・特別研究は、指導教授が担当する科目のみ履修可能であり、必修科目とする。
また、当該科目は、授業時間外において指導教授の指導のもとを行う。

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
専門基礎	計算科学特論		2		2	
	溶液科学特論		2		2	
	高分子科学特論		2		2	
	理論物理学特論		2		2	
	素粒子物理学特論		2		2	
	原子核物理学特論		2		2	
	生物物理学特論		2		2	
	天然物化学特論		2		2	
	進化生物学特論		2		2	
	宇宙科学特論		2		2	
	惑星科学特論		2		2	
	地質学特論		2		2	
	古生物学特論		2		2	
	数学特論 I		2		2	
自然科学専攻	数学特論 II		2		2	
	自然科学実習 I	○	2		2	
	自然科学実習 II	○	2		2	
	自然科学特別研究 I	○	(4)	4	4	
	自然科学特別研究 II	○	(4)	4	4	

※自然科学実習 I、自然科学実習 II、自然科学特別研究 I 及び自然科学特別研究 II は、授業時間外において指導教授の指導のもとを行う。

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
専門基礎科目	建築計画特論		2		2	
	建築設計特論Ⅰ		2		2	
	都市デザイン特論		2		2	
	建築生産特論		2		2	
	住環境計画特論		2		2	
	地盤動力学特論		2		2	
	地盤工学特論		2		2	
	構造力学特論		2		2	
	水理学特論		2		2	
	総合演習ゼミ		1		1	
	応用数理統計特論		2		2	
	建設プロジェクトマネジメント特論		2		2	
	国際建設マネジメント特論		2		2	
	建設プロジェクトマネジメントシステム特論		2		2	
建築・都市専攻	社会基盤と経済分析特論		2		2	
	建築設計特論Ⅱ		2		2	
	固体力学特論		2		2	
	建築構法特論		2		2	
	建築安全計画特論		2		2	
	建築材料特論		2		2	
	温熱環境学特論		2		2	
	建築振動工学特論		2		2	
	建築構造計画特論		2		2	
	建築構造解析特論		2		2	
	空気環境学特論		2		2	
	建築史特論		2		2	
	都市再生特論		2		2	
	光環境学特論		2		2	
専門科目	建築設備計画特論		2		2	
	設計インターンシップⅠ		3		3	
	設計インターンシップⅡ		4	(4)	4	
	設計インターンシップⅢ			3	3	

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
建築・都市専攻 専門科目	コンクリート工学特論		2		2	
	構造信頼性特論		2		2	
	耐震工学特論		2		2	
	水圏環境防災特論		2		2	
	上下水道工学特論		2		2	
	維持管理工学特論		2		2	
	地域計画特論		2		2	
	交通工学特論		2		2	
	国際建設契約管理特論		2		2	
	社会基盤情報マネジメント特論		2		2	
	リスクマネジメント特論		2		2	
	ITプロジェクトマネジメント特論		2		2	
	PPP／PFI特論		2		2	
	国際コンサルティングエンジニアリング特論		2		2	
	契約責任・建設紛争の構造特論		2		2	
	特別講義(建築・都市Ⅰ)		2		2	
	特別講義(建築・都市Ⅱ)		2		2	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅠ)		1		1	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅡ)		1		1	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅢ)		1		1	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅣ)		1		1	
	建築・都市実習Ⅰ	○	2		2	
	建築・都市実習Ⅱ	○	2		2	
	建築・都市特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	建築・都市特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※建築・都市実習Ⅰ、建築・都市実習Ⅱ、建築・都市特別研究Ⅰ及び建築・都市特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教授の指導のもとを行う。

専攻区分	授業科目名	必選の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
専門基礎科目	コンピュータソフトウェア特論		2		2	
	集積回路特論		2		2	
	情報理論特論		2		2	
	無線通信特論		2		2	
	情報処理基礎及び同演習		3		3	
	情報処理応用及び同演習		3		3	
	統計工学特論		2		2	
	マルチメディア情報処理特論		2		2	
	サプライチェーンネットワーク特論		2		2	
	機械学習特論		2		2	
情報専攻	制御理論特論		2		2	
	信号処理特論		2		2	
	電子計算機特論		2		2	
	オペレーティングシステム特論		2		2	
	画像情報処理特論		2		2	
	色彩工学特論		2		2	
	パターン情報処理特論		2		2	
	通信システム工学特論		2		2	
	電波工学特論		2		2	
	集積化システム工学特論		2		2	
	AI特論		2		2	
	自然言語処理特論		2		2	
	通信信頼性工学特論		2		2	
	グローバルインバーション特論		2		2	
	数理情報工学特論		2		2	
	経営情報特論		2		2	
	ヒューマンインターフェース特論		2		2	
	通信ネットワーク特論		2		2	
	視覚情報工学特論		2		2	
	スマート社会創生特論		2		2	
	画像解析特論		2		2	
	データベース特論		2		2	
	データ可視化特論		2		2	
	ビッグデータ分析特論		2		2	
	情報実習 I	○	2		2	
	情報実習 II	○	2		2	
	情報特別研究 I	○	(4)	4	4	
	情報特別研究 II	○	(4)	4	4	

※情報実習 I、情報実習 II、情報特別研究 I 及び情報特別研究 II は、授業時間外において指導教授の指導のもと行う。

1-2 環境情報学研究科 教育課程表

1-2① 環境情報学研究科教育課程表 博士後期課程

専攻名	領域	科目区分	必修科目名	年次及び単位数			
				3年次	4年次	5年次	計
環境情報学	環境情報	講究	環境情報学講究Ⅰ	4			4
			環境情報学講究Ⅱ	4			4
		研究	環境情報学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
			環境情報学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
			環境情報学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
			環境情報学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
		講究	都市生活学講究Ⅰ	4			4
			都市生活学講究Ⅱ	4			4
都市生活学	都市生活	研究	都市生活学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
			都市生活学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
			都市生活学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
			都市生活学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4

1-2② 環境情報学研究科教育課程表 博士前期課程 領域および必修科目

専攻名	領域	必修科目	年次及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
環境情報学	環境マネジメント	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
	コミュニケーション環境	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
	情報システム	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
	地域・都市環境	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
都市生活学	都市生活	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	

注：文献研究・演習Ⅰ、文献研究・演習Ⅱ、及び特別研究は授業時間外において各領域指導教授の指導のもとに行う。

1-2③ 環境情報学研究科教育課程表 博士前期課程 授業科目

専攻	領域	授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
環境情報学専攻	環境マネジメント	環境影響評価学	2		2
		環境リスク社会論	2		2
		環境経営科学	2		2
		環境法・政策学	2		2
		環境コミュニケーション論	2		2
	環境コミュニケーション	情報社会論	2		2
		情報デザイン論	2		2
		文化とコミュニケーション	2		2
		現代社会のマスメディア	2		2
		認知科学特論	2		2
	情報システム	情報システムとビジネス	2		2
		メディア情報処理	2		2
		情報ネットワークとセキュリティ	2		2
		知能科学	2		2
		連続系と離散系のモデリング	2		2
	地域・都市環境	自然共生システム	2		2
		環境保全学	2		2
		環境建築学	2		2
		地域環境計画論	2		2
		環境科学	2		2
都市生活学専攻	都市生活	都市システム特論	2		2
		都市経営特論	2		2
		グローバル都市ビジネス特論	2		2
		都市プランニング特論	2		2
		建築デザイン特論	2		2
		都市デザイン特論	2		2
		建築設計インターナシップ	4		4
		都市のリサーチメソッド演習	1		1
		建築設計演習	1		1
	専門基礎	都市環境モデリング	2		2
		Environmental and Social Systems	2		2
		メディア技術と社会	2		2
		社会調査とデータ分析	2		2
		都市のアクションリサーチ	2		2
共通	共通	Academic Presentations	1		1
		Academic Paper Writing	1		1
		Advanced Comprehension Skills	1		1
		キャリアデザイン	1		1
		インターンシップ	2		2
		特別講義Ⅰ	2		2
		特別講義Ⅱ	2		2
		特別セミナーⅠ	1		1
		特別セミナーⅡ	1		1

別表2 入学検定料、入学金及び授業料（学則第43条）

科 目	研 究 科	博士前期課程	博士後期課程
入学検定料	総合理工学研究科	35,000円	35,000円
	環境情報学研究科	35,000円	35,000円
入 学 金	総合理工学研究科	240,000円	240,000円
	環境情報学研究科	240,000円	240,000円
授 業 料	総合理工学研究科	1,190,000円	1,190,000円
	環境情報学研究科	1,100,000円	1,100,000円

別表3 科目等履修生の入学検定料、入学金及び履修料（学則第46条）

科 目	金 領
入学検定料	12,000円
入 学 金	10,000円
履 修 料	1単位につき 12,000円

別表4 研究生の入学検定料、入学金及び授業料（学則第48条）

科 目	金 領
入学検定料	6,000円
入 学 金	6,000円
授 業 料	半期分 240,000円 (実験費は実費負担)